

自賠責保険の「仮渡金」及び「被害者請求」に必要な資料一覧です。
必要書類の名称は、各保険会社によって異なる場合もある事、ご了承下さい。

【仮渡金の請求に必要な書類】(下記「被害者請求」においても、共通して必要な書類です。)

仮渡金	損害の区分	用紙	必要書類	入手先
-	傷害、後遺傷害	○	医師の診断書	治療を受けた医師または病院
	死亡		医師の死体検案書(死亡診断書)	
	傷害、後遺傷害、死亡		交通事故証明書(人身事故)	自動車安全運転センター
	傷害、後遺傷害、死亡	○	保険金・損害賠償額・仮渡金支払請求書	被害者が記入
	傷害、後遺傷害、死亡	○	事故発生状況報告書	事故当事者
	傷害、後遺傷害、死亡		印鑑証明書(請求者が本人であることの証明)	住民登録をしている市町村役場
	死亡		被害者が未成年で、その親権者が請求する場合は、上記のほか、当該未成年者の住民票または戸籍抄本が必要	住民登録をしている市町村役場 または、本籍のある市町村役場
死亡		委任状および委任者の印鑑証明書 死亡事故等で請求権者が複数いる場合は、原則として1名を代理者として、他の請求権者全員の委任状および印鑑証明書が必要	委任状の所定の用紙が 保険会社にある場合は取寄せ	
死亡		戸籍謄本(被害者の死亡及び全ての相続人が確認できるもの)	本籍のある市町村役場	

備考)「用紙」欄に○印がある書類の用紙は、保険会社に所定の用紙があります。

【被害者請求において、損害の区分ごとに必要な書類】

障害	費用の区分	用紙	必要書類	入手先	
治療関係費	治療費	○	診療報酬明細書(入院、入院外) レントゲン写真等(受傷の内容により提出が必要)	治療を受けた医師または病院	
			《入院中の特別室使用料》 医師による必要性の証明(医師の診断書に記載してもらう)		
	看護料		○	施術証明書(柔道整復の場合)	柔道整復師等
			○	医師の要看護証明(医師の診断書に記載してもらう) (被害者が12歳以下の場合には不要)	治療を受けた医師、又は、病院
			○	《近親者の付添の場合》 付添看護自認書 (被害者が12歳以下の場合には不要) 仕事を休んで看護した場合は、休業損害の立証資料	近親者が記入 以下項目「休業損害」参照
	諸雑費		領収証(1日1,100円を超える場合のみ必要)	家政婦等	
	通院交通費	○	通院交通費明細書	購入先	
義肢等の費用		領収証	被害者又は代理人が記入		
診断書等の費用		領収証	購入先		
文書料	-		上記「治療費」に記載のもの(原本)、領収書	-	
休業損害	《給与所得者の場合》		それぞれの文書の原本、領収書	文書の発行元	
		○	休業損害証明書(前年分の源泉徴収票を添付)	勤め先	
	《自営業者等の場合》 (右記の書類の内、いずれか一つ)	○	賞与減額証明書(賞与の減額がある場合)		
			税務署の受付印のある確定申告書(控)	被害者の確定申告時の控え	
		○	納税証明書 課税証明書	納税地の税務署 住民登録をしている市町村役場	
《家事従事者の場合》	○	職業証明書(定額認定をを求める場合)	以下の者の署名・押印 ・町会(自治会)長 ・同業者組合等の組合長 ・協会(理事)長		
慰謝料	-	○	家族の記載のある住民票 医師の診断書(上記「仮渡金」に記載)	住民登録をしている市町村役場	

備考)

上記「傷害」による損害は、後遺傷害または死亡に至った場合も含まれます。
ただし、事故当日又は事故翌日死亡の場合は、治療関係費と文書料のみとなります。

後遺障害	費用の区分	用紙	必要書類	入手先
逸失利益	《給与所得者の場合》		前年分の源泉徴収票	勤め先
			上記項目「休業損害」と同じ	-
	《自営業者等の場合》		上記項目「休業損害」と同じ	-
慰謝料等	-	○	後遺障害診断書(一般用、歯科用) レントゲン写真等(受傷の内容により提出が必要)	治療を受けた医師または病院

死亡	費用の区分	用紙	必要書類	入手先
葬儀費	-		領収証	葬儀屋
			明細書	
逸失利益	《給与所得者の場合》		前年分の源泉徴収票	勤め先
			上記項目「休業損害」と同じ	-
	《自営業者等の場合》		上記項目「休業損害」と同じ	-
慰謝料	-		上記項目「休業損害」と同じ	-
			戸籍謄本(被害者の死亡及び全ての相続人が確認できるもの)	本籍のある市町村役場